

青果物生産者のみなさんへ



青果物価格安定制度

この制度は、市場に出荷した青果物(果実・野菜・菌茸・花き)の平均販売価格が著しく低下したときに、あらかじめ国・県・市町村・生産者が事業別の負担割合に応じて積立した資金を、生産者の皆さんに補給金として交付することにより、生産者の皆さんが、安心して経営が続けられるように支援し、国民への食の安定供給を図る制度です。

価格安定
制度って？



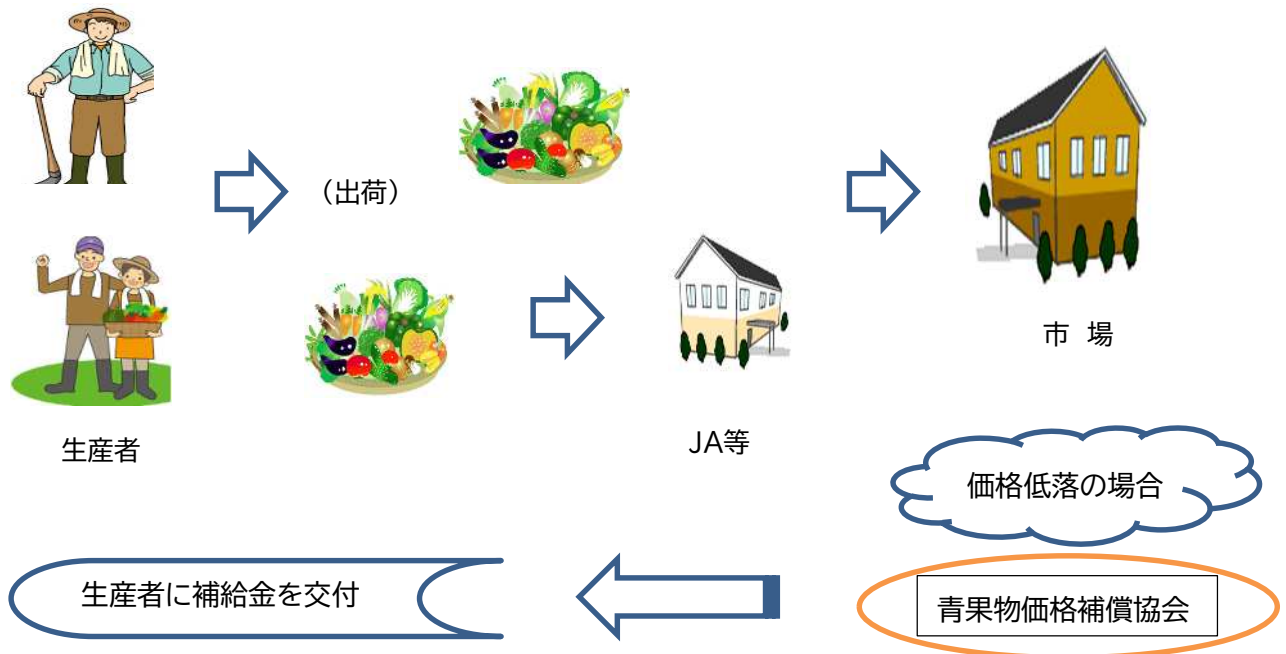
生産者を守る
だけの制度？



青果物を取り巻く
販売環境は？



1. 青果物価格安定制度のイメージは？



国、福島県、県内市町村等の行政機関が、積立金を補助しています。生産者のみなさんは、少ない負担で安心の補償を得ることができます。また、JA出荷者の場合は、JAが予約に関する申込み手続きや生産者負担分の立替払いなども行います。



恩恵を受けられるのは、生産者だけではありません。生産農家が安心して経営が続けられ、青果物を安定して供給できることは、国民(一般消費者)にとっても「いつでも新鮮で安全な青果物を安定して得ることができる」ということにつながります。



青果物の価格は、天候・景気動向・輸入状況・病原菌問題などにより敏感に影響を受け、価格が大きく変動する場合があります。また、国内自給率の不足分は、輸入に頼っている状況にあります。経営と供給の安定のためにも、青果物価格安定制度へのご加入をお勧めいたします。

2. 加入するための要件などは？

○県事業につきましては、規則に定められた、地域ごとに加入できる作物があります。

○国事業につきましては、下記の産地要件(①作付面積及び②共販率)をクリアし、産地認定を受けている作物があり、その地域からの出荷物は青果物価格安定制度に加入することができます。

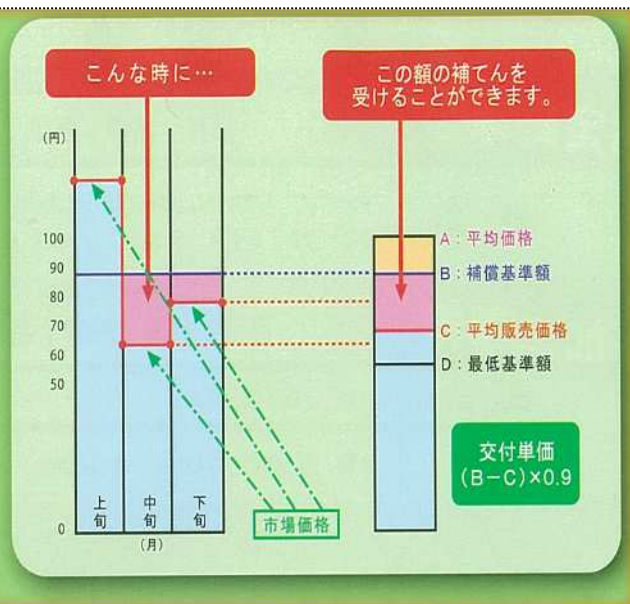
産地要件	特定野菜事業	指定野菜事業
①作付面積	アスパラガス、いちご、にら、 さやいんげん、さやえんどう、 ブロッコリー、グリーンピース …概ね 5 ヘクタール しゅんぎく …概ね 3 ヘクタール 生しいたけ …ほだ木 5 万本	だいこん、ほうれんそう、ねぎ たまねぎ …概ね 20 ヘクタール きゅうり、トマト、なす、 ピーマン (夏秋)概ね 12 ヘクタール (冬春)概ね 8 ヘクタール
②共販率	概ね 3 分の 2	同左

3. 補給金交付のしくみは？

対象品目となっているものには、それぞれ補償基準額 (B) があり、市場販売された価格 (C) が補償基準額を下回った場合に、その価格差 (B - C) の※90%が補給金として受けられます。

(特定野菜事業の場合は、80%)

その場合、生産者負担分をJAが立替しておりますので、補給金から差引いた差額が、生産者に交付されます。



4. これまでの補給金交付実績は？

○これまで(昭和 36 年度～令和 5 年度)に、236 億円余の交付を行っております。

直近の状況

単位:千円

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付実績	138,109	48,065	366,509	51,311	10,628

5. どんな作物がどの事業なの？

果実 8 品目 26 品種、野菜 14 品目、菌茸 1 品目、花き 11 品目

県単事業

区分	品目・品種			
果実	日川白鳳	暁星	あかつき	まどか
	紅錦香	川中島白桃	ゆうぞら	ファンタジア
	つがる	ジョナゴールド	陽光	シナノスイート
	王林	ふじ	幸水	豊水
	あきづき	二十世紀	ラ・フランス	巨峰
	高尾	シャインマスカット	身不知	大石早生
	ソルダム	いちじく		
野菜	きゅうり	トマト	ミニトマト	なす
	とうもろこし	ほうれんそう	ばれいしょ	モロヘイヤ
	つるむらさき	花わさび	ねぎ	葉ねぎ
	ピーマン	タラノ芽		
菌茸	なめこ			
花き	宿根かすみそう	カラー	輪ぎく	スプレーぎく
	小ぎく	ストック	トルコギキョウ	新鉄砲ユリ
	りんどう	ユキヤナギ	ダリア	

野菜 35 品目(※本県対象品目 9 品目)

特定野菜事業

区分	品目・品種			
野菜	※アスパラガス	※いちご	えだまめ	かぶ
	かぼちゃ	カリフラワー	かんしょ	※グリーンピース
	ごぼう	こまつな	※さやいんげん	※さやえんどう
	※しゅんぎく	しょうが	すいか	スイートコーン
	セルリー	そらまめ	ちんげんさい	※生しいたけ
	※にら	にんにく	ふき	※ブロッコリー
	みつば	メロン	やまのいも	れんこん
	みずな	オクラ	ししとうがらし	にがうり
	みょうが	らっきょう	わけぎ	

野菜 14 品目(※本県対象品目 7 品目)

指定野菜事業

区分	品目・品種			
野菜	キャベツ	※きゅうり	さといも	だいこん
	※トマト	※なす	にんじん	※ねぎ
	はくさい	※ピーマン	レタス	※たまねぎ
	ばれいしょ	※ほうれんそう		

6. 事業別負担割合は？

事業	生産者	市町村	県	国
県単事業	2/4	1/4	1/4	
特定野菜事業	1/3		1/3	1/3
指定野菜事業	1/5		1/5	3/5

注:特定野菜事業において、「アスパラガス」「ブロッコリー」は、生産者(1/4)、県(1/4)、国(2/4)の負担割合となります。

7. その他（収入保険制度との重複加入の禁止）

平成31年1月スタートした「収入保険制度」と「野菜価格安定対策事業」(特定野菜事業・指定野菜事業)は、重複して加入することはできませんのでご留意願います。ただし、令和3年1月1日以降、当面の間、はじめて収入保険の申込みをする者については、2年間に限り(令和3年度から同時利用を開始された方については3年間まで)、「野菜価格安定対策事業」と「収入保険制度」の同時利用が可能となります。



公益社団法人 福島県青果物価格補償協会

〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1番地1
Tel(024)554-3567 Fax(024)554-3055
Email info@f-karen.or.jp
URL <https://www.f-karen.or.jp>

